

事 業 委 員 会

平成27年6月18日(木)

## 事業委員会

日 時 平成27年6月18日(木) 午前10時00分開会—午前10時43分閉会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 和田委員長、竹原副委員長、辻下、松尾、反保、奥野、出口、小川  
道工議長

欠席委員 なし

傍聴議員 中原、田島、坂原

出席理事者 田代町長、笠間教育長、  
木下都市整備部長、保井まちづくり戦略室長、  
古谷総務部長、四至本財政改革部長、  
鵜久森水道事業理事、  
岸野総務部理事兼財政改革部理事兼まちづくり戦略室理事、  
家永都市整備部理事兼道の駅建築総括、  
早野都市整備部理事、河合都市整備部理事兼産業振興課長、  
西企画政策監、中谷都市整備部土木下水道課長、  
岩田都市整備部産業振興主幹、寺田企画政策担当課長

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

和田委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから事業委員会を開会します。

本日は、去る12日に開催しました事業委員会におきまして、委員から質疑した内容についての答弁に訂正があると理事者からの申し入れがありましたので、委員長として委員会を改めて開催する必要があると判断いたしましたので、招集させていただいたものでございます。

本日の出席委員は8名、全員出席です。理事者については副町長の欠席の報告を受けております。定足数に達しておりますので本委員会は成立しました。

これより事業委員会を開きます。

なお、携帯電話はマナーモードをお願いします。

まず初めに、町長より発言を求められていますので、田代町長をお願いします。

田代町長 今回、事業委員会の開催に当たりまして、特に事業委員長ほか、委員の皆様方には大変ご多忙の中、ご出席をいただいたことを、心から感謝申し上げます。

と申しますのも、去る12日の開催の事業委員会におきまして、担当職員の答弁に訂正が生じております。このように再び事業委員会を再開していただき、まことにありがとうございます。特に、このたびは委員長にいろいろとお話をさせていただいて、委員による質疑の中で私ども担当職員の答弁の訂正が生じております。

このことについて担当職員と十分、委員会が終了してから話をしたところ、やはり委員の質問に対して、的確な答弁ができていないということがわかりましたので、委員長のほうに委員会の開催をお願いした次第でございます。

どうか後ほど、担当職員から説明をさせますので、ご審議賜りますようお願い申しあげまして、今回の委員会開催に当たりまして、皆様方にお手数、またご迷惑をかけたことを、深くおわびを申し上げます。どうも申しわけありませんでした。

和田委員長 それでは、6月12日の事業委員会での審査における理事者の答弁内容の訂正等について担当課の説明を求めます。

木下部長。

出口委員 ちょっと私のほう、実は、その事業委員会、公的にお世話になった方が亡くなりまして、どうしても告別式に出席せないかんということで、途中の退席をさせていただきました。その中で、その後の経過なんですけども、ある事業委員から聞きますとですね、まあ、そのときにはきちんと採決までされて、全員一致で可決されたというように聞いております

けども、それは間違いないんですか。

和田委員長 はい、それは間違いないです。

出口委員 その場合にですね、間違った答弁の中でね、採決されたわけですね、それをどういうような運営方法をされたのか、委員長にお聞きしたいと思います。

和田委員長 その間違ったときについていうんですか、そのときにわかっていたら、こういうようなことはないと思うんです。、間違いつていうのはわからずに、そのときは過ごしましたので、それで後ほどこういう間違っているというのがわかりましたので、再度、このようにさせてもらっている。その当日は、その間違というのはわからない。

(発言する者あり)

和田委員長 出口委員、このときにね、わかっていたら、私もこんな二度手間な事と思ったんですけど、とりあえずそのときは理事者の報告は正しいということで受けて、採決まで行ったということでございますので、その点も、そのことはわからなかったということで、一応採決までいったということだけ、一応、報告させてもらいます。

田代町長。

田代町長 本来なら、文書で訂正箇所を委員長のほうに訂正をお願いしたいと思っていたのですが、内容等に幾分かの誤り、訂正がありますので、委員会等を開いていただいて、委員の再度ご質問等を受けて、その中で訂正をしていきたいと。そのほうが一番皆さん方にご理解してもらえらるだろうと、文書よりも委員会をお願いしたほうがいだろうということで、私からあえてお願いをした次第です。

出口委員 町長の言うことは、よくわかるんです。だから、私は、そういう中で、最低限度きちんと、その事業委員会でおれる範囲をおらせてもらって、最終採決はようできなかったけども、私の言い分もきちっと話はさせてもらってます。

そういう中で、間違った答弁の中で、採決されたということで、このことに対してね、運営をどうされるのか、委員長に聞いているんです。採決を、本当にやり直すのかどうかということを聞いているんですよ。

和田委員長 ちょっと待ってください。採決について、次のときはどうするのかということですね。やっぱり間違いのときは、事業委員会を私は開きたいと思っております。

(発言する者あり)

和田委員長 採決のことですか。もう一度、そうしたら言ってくれますか。採決、何でしたか。

出口委員 間違った質問に対しての、その報告があったわけでしょう。その中で間違った報告の中

に対して、採決して、可決されたんでしょ。

和田委員長 はい。

出口委員 だから、それはもうそのまま通すんですか、どうですか。もしくは再度仕切り直しをするんですかって聞いているんです。

和田委員長 ちょっと待ってください。仕切り直しをいたします。間違っていたということがわかれば。

辻下委員 委員長。

和田委員長 はい、辻下委員。

辻下委員 わし、何回も手挙げてるねん。

あのね、この前の委員会的时候に、いろいろこの問題で、みんないろいろと質問なり議論していました。そのときに関してはね、皆、間違ってるのか合ってるのか、わからんとこれを採決してはるわけですよ。たまたま町長、出口委員は葬式でいたあと採決であったのでね。それやったら別に葬式行かんと、ね、やっぱり委員会、優先やから、それはそれでやっぱり務めやなあかん。議員っちゅうのは、それだけのやっぱり責任をもってやらんといかんと思うんや。

私が欠席したから、欠席裁判やということで盛り返してきたらね、あとの委員会は、何もできへんぞ。

出口委員 あのな、そういうこと言ってるのと違うんやで、あのね。

和田委員長 まあまあ、出口委員。

出口委員 皆さんね、いろんな公的なこともあって、私は何もね、欠席してたから欠席裁判したからどうこう言っていないですよ。その、今の結果を聞いて、どういう形で今度運営をされるんですかということを知っているんですよ。話が違うで。

和田委員長 辻下委員。

辻下委員 委員長、これ1回ね、事業委員会で、採決しているもんを、また後日、それをやり直すということはできません。そのことでね、ちょっと考えていただきたいなと、このように思います。

出口委員 全く、そのとおりです。そのちゃんとね、可決したもんをね、答弁が間違っていたから、再度、採決をやり直すということ自体がおかしな話であって、私はどうこうせいと言ってますがな。内容が違うでしょう。だから私は、結果はどうなりましたかと、私はこういうことで公的で、子育て支援教育問題に関して、そういう方のお送りをしたいから葬

式のほうを優先させてもらった。ちゃんと事業委員会では、私の言うべきことはちゃんと話をしております。そういう中で、採決に関して、私は一切文句は言ってません。

和田委員長 出口委員の今言われてる件については、採決するかせえへんかは、一応諮ることにしてるんですわ。一応、担当課が説明してもらった後で、この採決についてはもう前にしてありますので、皆さんどうですかって諮るつもりでした。

出口委員 もう一度、やり直しますと言うたやんか。

小川委員 ええですか。

和田委員長 先にこれが出たので。

小川委員 委員長として、採決やるんですかって言ったら、採決やりますって、今答えたじゃないですか。そんで今、運営上、採決するかどうか諮ってからどうのって言うんだったら、なぜ先に採決しますって言うたんですか。何かこれ、ちょっと横へそれてるで。これ委員長として採決するならする、ほんで同意を求めてからするならする、やらないならやらない、そういうような形で進めていかなんたら、こんな、何か、その辺の井戸端会議になってまっせ。

和田委員長 今、出口委員が言ったように、進め方がちょっとテレコになったのですが、ちょっと勘違いしたのは、出口委員の言うてんのは、こういうことになったときに、次の委員会のときどないするのやってちょっと聞き間違うたんで、次のときは、また再開します、事業委員会開きますって言ったわけですよ。

出口委員 はい、結構ですよ。

和田委員長 いいですか。担当部長木下君、説明してくれますか。

木下都市整備部長 このたびは答弁に訂正等が生じたこと、委員長をはじめ、各委員の皆様にも深くおわび申し上げます。

答弁の訂正につきましては、3点ほどございまして、座って説明させていただきます。

1点目でございますが、市民農園で栽培された農作物の販売が可能かとの質疑につきまして、販売はできないと答弁させていただきましたが、これは特定農地貸付法第2条に基づくもので、農作物を直売所等で販売することについては、原則として認められないとされているところでございます。しかし、市民農園利用者の中から、自家消費量を超える農作物の処理に困るなどの理由から、また、市民農園において栽培された農作物の直売所等での販売を認めてほしいという国への要望などから、平成18年3月28日付で、市民農園の整備の推進に関する留意事項が国から示されてございます。その留意事項につきまし

ては、市民農園において趣味的な動機による農作物の栽培のために農作業を行う場合であれば、市民農園を円滑に運営していく観点から、自家消費量を超える農作物の直売所等における販売など、その他の二次的な行為まで制限を課すものではないとする運用基準が定められたものでございます。これにより、市民農園で栽培された農作物は、自分で農作物を消費する量を超える農作物、いわゆる余った農作物については販売は可能と説明すべきところでしたが、申しわけございませんが、答弁を追加させていただくものでございます。

次に、2点目でございますが、市民農園の簡易トイレの設置の予算の質疑につきまして、レンタル料と答弁いたしました。これは、簡易トイレの設置に当たり、レンタルにするか買い取りにするか内部で協議を行った状況もございまして、誤ってレンタル料と答弁してしまったものでございます。申しわけございません。買い取りに訂正をお願いするものでございます。

最後に3点目になりますが、市民農園の駐車場の質疑につきまして、役場の駐車場を利用させていただく予定であり、市民農園の駐車場設置は考えていないと答弁しましたが、坊の山の説明会で説明しました、3台程度の駐車スペースを設ける方向で今後市民農園の利用状況を踏まえて検討してまいりたいと考えてございます。

申しわけございません。訂正をお願いするものでございます。今後、このようなことがないように十分注意いたしますので、よろしく願いいたします。

和田委員長 ただいまの説明に対しまして、質疑ございませんか。

竹原副委員長 私は12日の委員会でもですね、最終的に農作物の販売について、少しの量でも販売できるようにやってほしいなど、いろいろ法律を見て、売れるように何とかしてください、要望したところでございますが、それが可能だということでお聞きして、まあ、安心かなと思うところでございます。また、トイレについても、駐車場についてもですね、このように変更があったということで、その点は了解させていただいたつもりではいるんですけども。実は私自身、質疑させていただきたいのは、ことしの3月議会においてですね、事業委員会で緑ヶ丘地区の市民農園の開設に伴う町からの支出はないと答弁いただいております。12日の委員会で、どうやったのかな、みたいな話で改めて前の議事録を見てみると、支出はないということが確認できて、それが今回の6月補正で予算計上されている、こうなっているんですが、この点、つじつまが合えへんなと思ってるんですけども、その点どうなっているのか、一度答弁願いたいと思います。

和田委員長 木下部長。

木下都市整備部長 先ほどの竹原委員のご質問について、当方も議事録等確認をさせていただきました。平成27年3月議会において、竹原議員の質問につきましては、農地を整地、耕す作業費用についての予算計上の件についての質疑でございまして、その答弁につきましては、その農地を借用された方々をお願いする予定で、町からの支出は今のところ検討はしていないと答弁をさせていただいた状況でございます。

今回の6月補正につきましては、イノシシ除けの電気式の防護柵であるとか借地料などを計上させていただいてるもので、農地を整地したり、耕す費用についての予算計上をさせてはいただいております。

3月に答弁させていただいたように借用される方々に、今回の市民農園につきましても借用された方々をお願いする状況となっております。ですので、その件についての予算計上というのはございません。

和田委員長 竹原委員。

竹原副委員長 私、その3月の時点ですと、この深日の緑ヶ丘地区に開設する市民農園について、淡輪地区で行われているような市民農園を予定しているのかなというように理解を、そういうふうにもっていくのかなという理解で、土地の所有者にその使用料を払って、役場としては耕す人を募集するだけであって、お金のやりとりは本人らどうしであるというような運営を、深日の緑ヶ丘の市民農園でも展開するのかな。それやったら、町からの税金の支出がないということですので、いいなと思って、その辺を3月の時点で確認させていただいておりました。

しかしながら、今の答弁におきましても、農園のトイレ等も買い取りであると。その買い取りのお金はですね、当初予算で計上されている分を、その今度の市民農園に持っているんですよとか、駐車場も3台程度開設、用意するといった分もですね、いうたら岬町の予算、一般会計のほうから用意するんじゃないかと推測される。言いたい趣旨はですね、私も休耕田対策についていろいろ取り組んでいる中、地域で活動する休耕田対策に取り組むチームをつくって、休耕田を活用してまちを盛り上げようというチームをつくってしている中で、民間が一生懸命自分たちの財源でそれを整備して運営しようとしている中で、片や公的なところで同じような取り組み、貸農園をしようというところですね、その整合性っていうんですか、やっぱり民間は民間がすること、公的なことは公的なことがすることという、すきみ分けをちゃんと分けていただきたいと思います。だから、この予算を載っ



てけえへんことを前提に話を、その市民農園を進めているのかなというように思っていたところ、このような防護柵や借地料について一般会計から出すということですので、その辺、今度淡輪地区でも大規模な貸農園というのを予定されていると、12日の委員会でも聞いておりますので、その淡輪地区のところにも、こういう緑ヶ丘の市民農園というのを当てはめて考えられてしまうとですね、どうかなと思うところありますので。

民は民、公は公で、こういうような関係をつくっていただきたいなと思うんですけども、そういう面で、議員間の考え方というんですかね、もっと、休耕地に税金を突っ込んで、休耕地を耕していこうって思っているのか、地域の活動は地域でやってもらって、その逃れたところを法的なものでしようと思っているのかどうかですね。その方針を一回聞いてみたいなと思っているんですが、どうでしょうか。

和田委員長 田代町長。

田代町長 この市民農園については休耕地対策ということで、町もいろいろと、空き家等もそうなんですけども、この取り組みについて一つの例がみさき公園の裏に市民農園を開設しております。それに準じて、今回は地主さんのほから、そういった市民農園をやるんだったら、私とこの土地を使ってくれてもいいよという声があったものですから、特に坊の山の立ち退きの問題もあってですね、どっかにその市民のそういったこれに類するものをつくって欲しいという話もございました。

しかし、それは別として、手を挙げていただいてですね、そこへ参加したいということであればぜひ参加していただきたいという話も、その坊の山の会議の中でさせていただいております。

それとまた日ごろから、何とか菜園をやりたいという方もあるだろうということで、今回、地主さんのお言葉に甘えて、私どもは計画をさせていただいた。それで、そこへ税を投入するののかということについては、市民農園または農業公園というような一つのいろいろありますけども、そんな中で最初のイノシシ防護柵とか、トイレまた駐車場等については、できるだけ町がしてやらないと、それだけの負担をしてまで、市民農園を借りてもらえるかっていうのは非常に難しいということがあって、いろいろ協議を重ねた結果、水槽とトイレ、防護柵、それについては町のほうで何とか努力しようということで。それと、先ほど地主さんへの使用料の問題なんですけども、田んぼを借りるわけですから、そのいわば税の減免という形で、それに見合う金額をお支払していこうということで、今回、使用料としてお支払いするものです。今後、それを民間の方がやっておられると整合はどうなる

のかということをご心配なさっているかなと私は思っております。NPOの方がやられる、これはどんどんやってもらったらいんじゃないかなと。それと、また、官が行う市民農園というのはまた違う形でありましてですね、料金をもらっても、その料金は中から生じたくみ取り料とかそういったものを支払ってもらおうということにしておりますので、NPOさんとは性格が違うかなと、私はそう思っております。

今後、みさき公園、道の駅の26号線の海側になるんですけども、そこには大きな市民農園または農業公園というものを、どちらになるかは別として、やはりそういったものを整備をしてですね、もちろん、これは相手側のうちに地主さんがあることですからどこまでやれるかというのはこれから我々が汗をかいていく必要があるかなと思います。

そんな中で、そういった農業公園または市民農園を拡大することによって、岬町にやはり定住人口の拡充、または交流人口の増加というものを図っていくのが狙いと、それと休耕田をできるだけ少なくして、農産意欲、そういったものを育てていくということが一つの行政の考え方でありますので、単発的に今やっていますけども、全体的には総合的にそういった市民農園として、町外の人から訪れてもらえるようなものを、やはりこれからは検討していきたいと、このように思っております。

和田委員長 竹原副委員。

竹原副委員長 今、町長から考え方をお聞きしましたけどもね、どう話を聞いてもですね、何て言うのかな、すさみ分けができるかどうかというのがちょっと心配するところでございます。やはり、民間と公的なものがですね、やっぱりお互い助け合って休耕田対策というのをしてもらいたい立場上ですね、この辺しっかりと検討していただきたいな、このように思うんですけども。

和田委員長 田代町長。

田代町長 官がやる市民農園と民がやる市民農園。これの整合性のことをおっしゃっているんじゃないかなと思いますけども、そのことについては、現場で話をすべきものかなと思っております。NPO、そういったこととの連携もやはり必要かなと、私はそう思っております。

和田委員長 松尾委員。

松尾委員 町長のご意見をお聞きしましたけれども、私も実際貸農園というところを運営している側にとってはね、やっぱり、さっき前回の事業委員会で言われていたリースとか柵というのが、その9万円に含まれていた。で、その9万円っていうのが、収支もうちゃんと見込めて、その9万円で支出をしてやっていくっていうんだったらいいんですけども、そ

の9万円がいつ回収、全部賄えるのかっていうのも不明瞭なところでね、先に税金を投入する、そのトイレを買い取りして投入したりとか、あと駐車場の分っていうのを多分整備するのに何十万円ってかかると思うんです。そのあたりっていうのが、我々NPOっていうのはね、全部自主財源でやっているわけなんですよ。そのあたりのそのバランスって、大分崩れてくるのかなと思ってまして、私、前回の一般質問でも、何度も申し上げたとおり、やっぱり町としては、この町で暮らしていくんだ、この町で仕事していくんだっていう人を、もっと育てないといけない立場じゃないのかなと私は思ってるんです。私がやっているからとかではなしに、そういう人がふえてきてこそ、雇用も生み出せることになるだろうし。私の活動としても、休耕地対策だけじゃないんですよ。休耕地を使って、雇用を生み出している、要は、私たちの目的は雇用を生み出すことをしているんですね。税金を投入して休耕地対策ってするのはすごく簡単で、だけれども、その収益、ちゃんと見込めているのかっていうところで行くと、すごくバランスは悪いと思うんです。そのあたり、本当にどう考えておられるかっていうのを、やっぱりバランスとあとちゃんと雇用に結びつけられていくのかとか、その岬町の5年先、10年先っていうことをちゃんと見据えた上で、しっかりとやっていただきたい。

私はその答えとしては、やっぱり民間にここの土地、例えば岬町が地主さんからここを管理してほしいから岬町、ちょっと間に入れてくれよというような感じで情報をつかんだところであれば、こういうところがあります、誰か使いたい人はいませんかとかっていうので、こうアナウンスして行って、そういう人とのマッチングを図っていただくことが、これからの岬町にとって絶対に雇用が生まれるはずだと思っていますので、そのあたり、どうお考えですかね。

和田委員長 木下部長。

木下都市整備部長 先の一般質問でも答弁させていただきましたように、基本的にその辺のマッチング等について参考にさせていただいて、検討させていただくという状況でございます。

採算につきましては、基本的に必要経費及び土地を借りる賃借料というのが出てくるわけなんですけど、それは使用料3,000円設定させていただいており、それで賄う予定をさせていただいている状況です。

和田委員長 松尾委員。

松尾委員 年間3,000円ですよ。これから駐車場を整備していかないといけない、管理もしていけないといけない、あとくみ取りの費用もかかってくる。もろもろ多分、いろいろ、

また電気柵の整備だったりとかっていうのも、またかかってくると思うんですね。そのあたりを利用しない方、税金を使うということは利用しない方もやっぱり幾らかそこに負担をするっていうことになってくるんだと思うんですね。それはやっぱりちょっとおかしいのと違うのかなと、私は思ってるんです。そのあたりなんですけども。

和田委員長 木下部長。

木下都市整備部長 その辺は、先ほど町長も答弁の中で触れさせていただいていますけれども、やはり休耕地対策であるとか、農業振興であるとか、地域の活性化を進めていく上で、やはりある一定の公費は必要ではないのかなとは考えております。

和田委員長 松尾委員。

松尾委員 住民サービスの一環として、町が運営していく貸農園っていうのは、僕はありかなと思ってるんです。ただ、これから心配しているのは、町長が言われている淡輪ランプ付近の全域を使って貸農園を町がやるっていうのは、すごく私は疑問に思っているんです。その意味は、先ほど申し上げたとおりなんです。やっぱりそこを町が管理、管理というか地主さんとその契約で間に入ってもらった上で、その広いところをぜひとも民間、今でしたらね、SBCBって言いまして、ソーシャルビジネス・コミュニティービジネスっていうのがありまして、やっぱりその町の課題を解決しながら町のために活動されていく方、今ふえています。そういう人をやっぱりぜひとも育てていただきたい。そういう方のためにぜひ開放していただきたい。あくまで、住民がそれを運営すべきだと、私は本当に思っています。それが本当に雇用につながると思っているので、そのあたり、本当に強く要望したいと思っていますので、よろしくをお願いします。

ぜひとも、できればそれを約束していただきたいなど、こう思っております。

和田委員長 田代町長。

田代町長 民間の場合はですね、やはり採算性を重視して考えていく。NPOについては、また一定の利益を目的にしてはならないという、一つのしぼりがあるわけで、じゃあ、町の場合も、費用対効果が出る場合と、費用対効果を求められない場合と、いろいろあるわけですね。

例えば福祉目的の事業なんかは、大体町税を投入しながらですね、住民の福祉に寄与するというのが目的であります。

この市民農園については、やはりこれだけ休耕地がふえてきて、後継者がいない、なくなってくるというのであれば、どうしてもやはり外からのそういった生産者というのかな、

農作物をやりたいなという人たちを呼び込む。そのために、一つのやはりメインになるものをつくっていく。これについては、やはりもちろん町単独でできるわけでないわけですから、町が主体となって、あらゆる方々、もちろんNPOもそうですけれども、またそういった住民の代表の方を巻き込んで、やはりこれからの休耕田対策に取り組まないと、ますます休耕田がふえるばかりで岬町は農業、そういったものが衰退する。私はもう冒頭から申し上げておりますのは、やはり日本の国は、農業、林業、水産業、これでやはり日本は生き延びてきたっていうのがありますので、しっかりと農業政策、これには力を入れていくべきだと、私は思っております。

しかし、残念ながらやはり後継者がいないということですので、そういった意味では、やはりそういった団体の皆さん方の力を借りて、町が主体になってですね、その事業を起こしていくということが大事であるかな、このように思っております。

先ほど、市民農園の件で、費用対効果はどうかという話で担当部長が答弁しましたけども、これについても年3,000円ということで40区画で12万円あるわけなんです。これがすぐ、じゃあ費用対効果がすぐ出るのかっていうと、なかなか出てこない。つまり、その中で必要な経費を耕作者に払ってもらって、残りが費用対効果の利益として出る。それはまたやっているうちに、イノシシの防護柵がつぶれたとか、いろいろありますので、その辺は必ずしも費用対効果がプラスになるのかって言ったら、非常に厳しいところがあるかなと思いますけれども、今、その高齢者の方も含めて、やはりちょっと菜園やりたいなという人たちの思いというものを考えた場合ですね、そういったこの市民農園を、やはり費用対効果は悪いけども、そういうものを事業化していくということも私は大事かなと、そういうように思っていますので、決して町が主体になって全てをやるんじゃないですね、それらについては多くの団体の方のお力を借りるというのが私の考えですので、その辺ご理解を賜りたいと思います。

和田委員長 松尾委員。

松尾委員 ありがとうございます。ぜひとも、公と民でその目的を違うようにして、住み分けをしっかりと、もちろん協力をするところはしながら岬町を盛り上げていきたいなと私は思っています。なので、住民サービスの一環としてできればその岬町はそういうように休耕地対策としてやっていただきたい。で、もっともっと先の雇用対策とかっていうところがいけば、もっともっと大々的に町が中心になっていってもらって、それを開放していってもらって、その農業をしたいとか事業をしたいといった方に開放していってもらおうというよ

うにやっただけならば、すごい町は活性していくと私は思っています。

特定農地貸付法を一応プリントアウトしてきたんですけれども、今はこの一番上の1つというところに当たると思うんです。これをできれば、この2、3。2、3って何かっていうと農地を持っておられる方が主体となって貸農園をしていったりとか、3が我々なんですけれども農地を持っていない方が運営していくというように、だんだん下へ下へと、こう持っていけるような政策に、これから進めていただきたいなと、こう思っています。よろしくをお願いします。

和田委員長 いいですか。ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。

次に、本件については先の事業委員会において既に可決されておりますので、改めて採決は行わず、本日の委員会では誤りのあった理事者答弁の訂正を受けたということで、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員長 ないようですので終わります。

それでは最後にすみませんが、委員長として理事者に申し入れを行っておきます。

今後は、このようなことのないよう、委員会での慎重審議にかかわることですので、理事者の答弁についてはくれぐれも正確に願います。

これで事業委員会を閉会します。本日は本当にご苦労さまでした。

(午前10時43分 閉会)

以上の記録が本町議会第2回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成27年6月18日

岬町議会

委 員 長 和 田 勝 弘